**平成２２年（フ）第５９４号**
相模原市中央区横山４丁目23番15号　江上ビル201
債務者　板橋　　實
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第５９５号**
神奈川県座間市相模が丘５丁目15番43号
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第５９６号**
相模原市緑区二本松２丁目38番３号
債務者　篠﨑　祥人
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第４３９号**
青森市緑２丁目16番地８　ロイヤルシャトリエＢ―203
債務者　花田　　昌
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５３６号**
東京都府中市武蔵台１丁目２番地の１レクセルガーデン西国分寺707
債務者　内野　奈々（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１５６０号**
東京都小平市美園町１丁目15番15―505号
債務者　遠藤美栄子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第２９９号**
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1215番地
債務者　野田　信竹
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第３００号**
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1215番地
債務者　野田　祐樹
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第３１４号**
長崎県佐世保市桜木町２番８号
債務者　松本　慧子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第３２８号**
長崎県佐世保市白岳町791番地４
債務者　木下　幸保
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第３２９号**
長崎県佐世保市白岳町791番地４
債務者　木下由美子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第３３４号**
長崎県佐世保市白南風町20番６号　リゾートイン白南風110、旧住所長崎県佐世保市高天町６番４号　サブライム錦幸302
債務者　野田　浩一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第３３９号**
長崎県佐世保市常盤町９番13号
債務者　加藤　孝信
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第６２７号**
静岡市清水区押切2136番地の１、旧住所静岡県沼津市西沢田274番地の１　906号
債務者　仲宗根富弘
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６８４号**
静岡市清水区西久保420番地の４　アネックス旭103、旧住所静岡市清水区八坂東１丁目９番51号　マンション千葉103号
債務者　深澤　智美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７２０号**
静岡市清水区横砂南町１番13号　澤野貸屋３号棟
債務者　齋藤　勝仗
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部